

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	船難報告書の認証	
根拠法令・条項	水難救護法 第10条第2項	
所 管 課	産業戦略部 港湾事務所	
審 査 基 準	<p>水難救護法第10条第3項の規定による船内書類の提出により、以下に掲げる事項が確認されたこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①船舶の種類及び名称 ②総トン数 ③船籍港 ④船舶所有者の氏名又は名称 ⑤発航港、寄港地、到着港及び遭難の場所 ⑥遭難及び救護の顛末 ⑦船舶の損害 ⑧死傷者の氏名 ⑨滅失若しくは毀損した積荷の種類、重量若しくは容積その荷 	
標準処理期間	標準処理期間	未設定
	標準処理期間を設定できない理由	過去に事例が無いため